

第1章 総則

○計画の目的

本計画は、県内で大規模災害発生時に、県内の体制のみでは十分な応急対策ができない場合、被災市町及び防災関係機関と連携し、**県外からの広域的な支援を円滑に受け入れるための体制等を事前に整備**しておくことにより、被災地方公共団体の行政機能を確保しながら、迅速かつ効果的な被災者支援を実施することを目的とする。

○災害時の業務継続と受援

業務継続計画（BCP）に則り、災害応急対策・復旧業務及び継続すべき通常業務を実施するにあたり、本県の人的・物的支援で対応できない場合に受援を要請
これに併せて事前に受援体制を整える。



○拠点施設

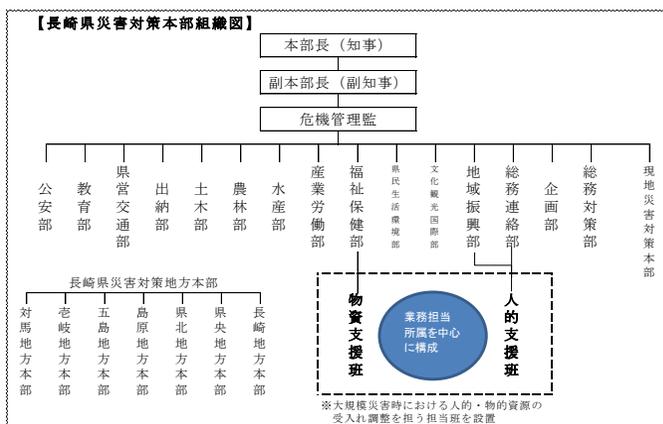
県外からの広域受援部隊受入や物資受入等の拠点をあらかじめ選定

- ①広域受援部隊（消防・警察・自衛隊等の受援部隊）活動拠点：各市町
- ②広域物資輸送拠点（県物資拠点）：県消防学校（大村市）
- ③地域内輸送拠点（市町物資拠点）：各市町

第2章 受援体制

○県災害対策本部の受援体制

県災害対策本部の総務連絡部・地域振興部内に短期派遣自治体受援職員受入調整を担う「人的支援班」福祉保健部内に市町までの物資受入供給にかかる調整運搬を一元処理する「物資支援班」を配置



人的支援班

- ◆構成：市町村課、地域づくり推進課、人事課、危機管理課
- ◆役割：市町の人的ニーズ把握・派遣（市町村課、地域づくり推進課）
県職員派遣・受援職員受入（人事課）
知事会要請、リエゾン参加（危機管理課/人事課）

物資支援班

- ◆構成：福祉保健課、食品安全・消費生活課、農産園芸課、交通政策課、道路維持課（+港湾課、漁港漁場課）
- 他機関：民間物流事業者、運輸局

○費用負担

受援に要した経費は原則受援側（被災自治体）負担。災害救助法対象経費は県が支弁協定等によりあらかじめ定める。

第3章 救助・救急、消火活動受入

○対象機関

全国から派遣される応援部隊

- ①自衛隊（災害派遣）
- ②消防（緊急消防援助隊）
- ③警察（警察災害派遣隊）
- ④国交省（TEC-FORCE）

○受入計画

- ・県災害対策本部は応援部隊の支援受入行動タイムラインに基づいて応援部隊の受入を実施
- ・人命救助に重要な72時間を考慮しつつ、可能な限り早急・的確に被災地へ受け入れるため次の手順を定める。
* 要請手続（根拠、要請手順、担当部署等）
* 拠点開設（拠点選定、開設手続、職員派遣、情報提供・活動報告、閉鎖）

第4章 保健・医療・福祉活動受入

○対象機関

- ・DHEAT
- ・保健医療活動チーム（医療救護班,DMAT,DPAT,保健師等）

○受入計画

- ・福祉保健部内に保健医療福祉調整班を設置して各チームを配置し、派遣チームの全体調整を実施
- ①医療系チーム（医療政策課）
→災害医療コーディネーターと連携したDMAT等派遣調整及び医療活動全体指揮
- ②保健福祉系チーム（福祉保健課）
→保健師等の派遣チーム調整・指示及び保健福祉活動全体指揮

○医薬品の確保・供給

- ・県が備蓄する医薬品等を活用
- ・県災害時医薬品・医療材料・医療ガス等供給 ¹
マニュアルに基づき関係機関と連携し確保・輸送
- ・県内調達困難時は九州地方知事会や厚労省に要請

第5章 自治体派遣職員を受入

○リエゾン等受入

国や九州地方知事会等派遣リエゾンへの受入対応

- ①活動スペース確保
- ②会議参加等情報提供
- ③リエゾン会議（対口支援団体原案作成協力）

被災市区町村応援職員確保システム

・本県内応援職員の派遣だけでは災害対応業務を実施することが困難な場合、被災市区町村への支援職員派遣を依頼

〈第1段階支援(九州各県地方公共団体中心の支援)〉

- ・九州知事会を通じ九州各県・九州市長会等に協力を依頼
- ・「対口支援方式」で派遣

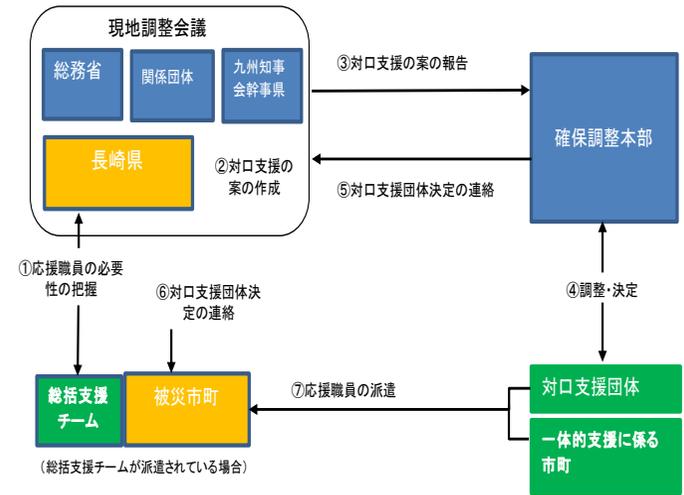
〈第2段階支援(全国公共団体中心の支援)〉

- ・第1段階支援だけでは対応困難な場合、九州知事会と協議の上、被災市区町村応援職員確保調整本部(総務省)に連絡

○他自治体への人的支援要請・受入

- ①県への応援職員派遣
被害規模が甚大な場合、他都道府県に職員派遣を要請
- ②県内被災市区町村への応援職員派遣
・調査票で被災市区町村の人的支援ニーズを把握
・県内市区町村の相互応援調整→他県の市区町村へ応援要請
(被災市区町村応援職員確保システム)

被災市区町村応援職員確保システムによる対口支援団体の決定までの流れ

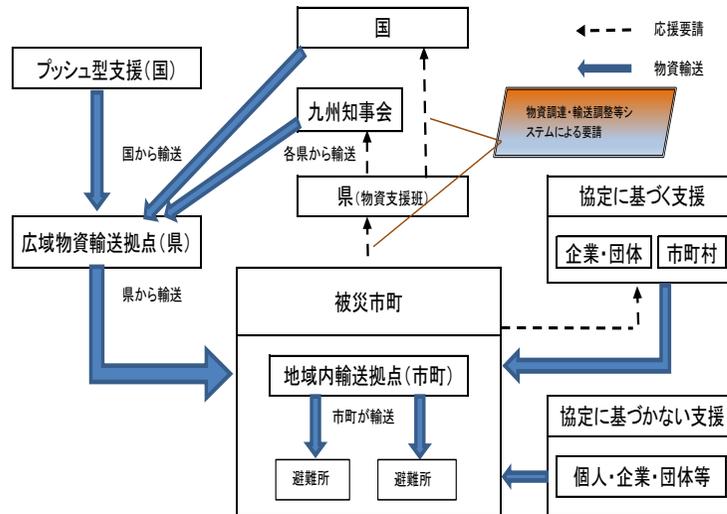


第6章 物的支援の受入

○物資支援の基本的流れ/考え方

- ①市区町備蓄物資提供→市区町協定先調達
- ②県備蓄物資提供→県協定先調達
- ③九州地方知事会や国等へ物資支援要請
(発災後1~3日:住民・県市区町備蓄物資
発災後4日~:プル/プッシュ型支援物資)

【物的支援の基本的な流れ】



○物資拠点

- ・事前に選定した県物資拠点（民間倉庫又は県有施設）を開設し、職員を派遣
- ・市区町拠点も選定・開設する

○輸送手段確保

避難所へのラストワンマイル問題が生じないよう民間物流事業者の協力を得る。

○物資の調整

被災市区町村のニーズを把握し国や企業等から調達（物品調達・輸送調整等支援システムの活用）

